

## きれいなまちづくり 表彰候補者推薦募集



環境美化活動の実施により、豊山町のきれいなまちづくりに貢献した個人・団体・事業者を表彰するため、候補者の推薦を募集します。推薦は、他薦、自薦を問わず受け付けます。

なお、最終的な表彰者は、候補者の中から審査により決定します。

### ▼表彰要件

次の基準を全て満たすものが対象となります。

- ・実施した環境美化活動が他の模範となること。
- ・活動を実施した期間がおおむね5年以上であること。
- ・実施した活動がボランティア活動であること。

### ▼応募方法

所定の推薦書(表彰候補者推薦書)に必要事項を記入し、住民課環境保全グループ(役場1階2番窓口)へ持ち込み、郵送、電子メール、又はFAXのいずれかの方法で提出してください。推薦の際に、活動状況のわかる資料(写真、新聞記事等の記録)があれば添付してください。ただし、提出された資料の返却はしませんので、あらかじめご了承ください。表彰候補者推薦書は環境保全グループ

窓口で配布するほか、町ホームページからダウンロードもできます。

▼募集期間 6月1日(木)～7月31日(月)環境保全グループ必着

・ホームページ <https://www.town.toyoyama.lg.jp/kurashiseikatsu/1005651.html>



・メール [kanryo@town.toyoyama.lg.jp](mailto:kanryo@town.toyoyama.lg.jp)

▼問合せ 住民課環境保全グループ

☎ 28・0916  
FAX 28・2870

### 旧し尿汲取り券取扱い終了

令和5年6月30日をもって、各販売店での価格改定前の旧し尿汲取り券の取扱いが終了となり、新券への交換対応ができなくなります。

まだ旧券をお持ちの方は、早目に新券への交換をお済ませください。

▼問合せ 住民課環境保全グループ

☎ 28・0916

### なくそう不法投棄

不法投棄は犯罪です。廃棄物を違法に捨てた場合、法律により5年以下の懲役もしくは1千万円以下の罰金、ま

たは両方の罰に処せられます。

不法投棄を防止するには、皆さん一人ひとりがごみ出しのルールを正しく守って処分することが大切です。

また、民有地に不法投棄された場合は、土地の所有者に処分の義務があり、町では収集できません。不法投棄されないようにフェンスの設置や、草刈りなどの対策をしましょう。もし、不法投棄の現場を目撃した場合は、車のナンバーや投棄者の特徴を控えて西枇杷島警察署(☎052・501・0110)までご連絡をお願いします。

▼問合せ 住民課環境保全グループ

☎ 28・0916

### ごみ出しのルールを守りましょう

○可燃ごみ・不燃ごみ

可燃ごみ・不燃ごみを前日から出すと猫やカラス等により、ごみ袋が荒らされ、近所迷惑になります。また、不法投棄や放火を誘発する原因にもなります。

可燃ごみ・不燃ごみは、収集日当日の朝8時30分までに指定ごみ袋で出してください。

○有害ごみ

町では、蛍光管、スプレー缶、乾電池、ライターなどの有害ごみをリサイクルしています。有害ごみの排出は、ごみ袋には入れず、次のように出してください。

さい。

▼蛍光管

役場住民課(2番窓口)又はリサイクルステーションにお持ちください。なお、白熱電球、LED製品、割れた蛍光管は不燃ごみで出してください。

▼スプレー缶

穴を空けず、リサイクル資源として出してください。

▼乾電池

公共施設又は販売店に設置してある電池回収箱に入れてください。

▼ライター

役場(ロビー)又はリサイクルステーションに設置してあるライター回収箱に入れてください。

▼問合せ 住民課環境保全グループ

☎ 28・0916

